

## 給与改定に伴う令和6年6月期の期末・勤勉手当支給に係る 共済掛金の算出について

給与改定に伴い、令和6年6月期の期末・勤勉手当の差額が令和6年12月10日に支給されました。共済掛金（保険料）の計算方法についてお知らせします。

### 給与改定が遡及して行われた場合の標準期末手当等の額の考え方

期末・勤勉手当に係る共済掛金は、「標準期末手当等の額（期末手当等支給額から1,000円未満を切り捨てた額）」を算定基礎とし、この「標準期末手当等の額」に下表の掛金率を乗じて算出します。

標準期末手当等の額を決定した月後に、給与改定等が遡及して行われたことにより、当該標準期末手当等の額の基礎となった期末手当等の額の増額又は減額が行われる場合には、当該月（6、12月）に遡って当該増額又は減額後の期末手当等の額を基礎として標準期末手当等の額を再決定します。

### 【掛金・保険料率】

単位：千分率(‰)

区分		令和6年度 掛金率	
		一般の組合員	短期組合員
長期給付	厚生年金保険料	91.50 ※1	
	退職等年金掛金	7.50	
短期給付	短期掛金 ※2	49.80	49.80
	介護掛金 ※3	8.30	8.30
掛金率 計		148.80	49.80
掛金率 計（40歳以上65歳未満）		157.10	58.10
後期高齢者医療被保険者（75歳以上）		10.09 ※4	2.59 ※5

※1 厚生年金保険料は70歳未満の組合員の方に納めていただきます。

※2 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率が含まれています。

※3 介護掛金は、介護保険第2号被保険者（市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の方）である組合員の方に納めていただきます（40歳に達した月（1日生まれの方は前月）の分から65歳に達した月の前月（1日生まれの方は前々月）の分まで）。

※4 退職等年金掛金及び育児・介護休業手当金に係る掛金率を適用します。

※5 育児・介護休業手当金に係る掛金率のみ適用します。

### 【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。



